

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二十七条 インバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 補正料金算定指数(一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。))における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における複数の一般送配電事業者による予測値として当該複数の一般送配電事業者の供給区域(連系設備の送電容量等の制限によりインバランスを調整するために行う電力の</p>	<p>第二十七条 インバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 補正料金算定指数(一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。))における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における複数の一般送配電事業者による予測値として当該複数の一般送配電事業者の供給区域(連系設備の送電容量等の制限によりインバランスを調整するために行う電力の</p>

受渡しができない場合にあつては、一の一般送配電事業者の供給区域。以下この号において同じ。）における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値から当該複数の一般送配電事業者の供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値をいう。以下この号において同じ。）に^レ応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

受渡しができない場合にあつては、一の一般送配電事業者の供給区域。以下この号において同じ。）における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値（一般送配電事業者がインバランスを調整するために調整電源等（連続する稼働時間が一日以上となるものに限る。）又は非電気事業用電気工作物から電気の供給を受ける場合にあつては、その供給能力を除いた値。）から当該複数の一般送配電事業者の供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値を当該

三・四 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域(以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。)における次の各号に掲げる時間帯の

需要電力として見込まれる値で除した値に百を乗じた値をいう。以下この号において同じ。)に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

三・四 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域(以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。)における次の各号に掲げる時間帯の

インバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。

一 翌日市場（電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。以下同じ。）における売買取引が行われなかった時間帯 翌日市場における売買取引が停止された日の一週間前の日から当該売買取引が停止された日の前日までの間の翌日市場における当該時間帯と同一の時間帯の停止基準該当区域の売買取引における価格を平均した価格

インバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。

一 翌日市場（卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）における売買取引が行われなかった時間帯 翌日市場における売買取引が停止された日の一週間前の日から当該売買取引が停止された日の前日までの間の翌日市場における当該時間帯と同一の時間帯の停止基準該当区域の売買取引における価格を平均した価格

二 (略)

5 (略)

第二十七条の二 沖縄電力の供給区域におけるインバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 (略)

二 補正料金算定指数(卸電力取引所における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における沖縄電力による予測値として、沖縄電力の供給区域における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値から当

二 (略)

5 (略)

第二十七条の二 沖縄電力の供給区域におけるインバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 (略)

二 補正料金算定指数(卸電力取引所における売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における沖縄電力による予測値として、沖縄電力の供給区域における三十分単位の各時間帯ごとの供給能力として見込まれる値(沖縄電

該供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値をいう。以下この号において同じ。）に応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

三 (略)

四 災害その他の理由により電気の需給の状況

力がインバランスを調整するために調整電源等(連続する稼働時間が一日以上となるものに限る。)又は非電気事業用電気工作物から電気の供給を受ける場合にあつては、その供給能力を除いた値。)から当該供給区域における同一の時間帯の需要電力として見込まれる値を減じた値をいう。以下この号において同じ。)に
応じ、経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額

三 (略)

四 災害その他の理由により電気の需給の状況

が著しく悪化した場合において、計画的に沖縄電力がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域におけるインバランス料金として、経済産業大臣が定める額

2・3 (略)

が著しく悪化した場合において、計画的に沖縄電力がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、前条第一項第四号で定める額

2・3 (略)

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。